

高野町地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)



令和6年12月

和歌山県高野町

■目次例

1. はじめに	1
2. 背景	2
3. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲	3
(3) 対象とする温室効果ガス	3
(4) 計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
4. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 温室効果ガス総排出量	4
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	5
5. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	6
(2) 温室効果ガスの削減目標	6
6. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	7
(2) 具体的な取組内容	7
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	11
(2) 実施状況の点検及び公表	11

1. はじめに

地球温暖化による気候変動の影響は、大規模な山火事や干ばつの発生など、世界的なニュースとなり年々大きくなっています。国内においても、線状降水帯や台風又はゲリラ豪雨等の極端な大雨と、それに伴う洪水被害や、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、人々の暮らしや人体に直結することが多くなり、実感することが増えてきました。

気候変動は地球上の人類・生物の存続を脅かす最大の危機であることから、2015年（平成27年）に合意されたパリ協定（2020年以降の気象変動問題に関する国際的な枠組み）を受け、国は「2050年カーボンニュートラル」（2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現を目指す）を2020年（令和2年）に宣言しました。

そこでは、中期目標として2030年度には温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指しています。また、和歌山県では、第5次県環境基本計画が策定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

高野町においてもカーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの削減や施策を定めた高野町地球温暖化防止実行計画を策定し、今後更に温室効果ガスの削減について取り組んで参ります。

令和6年（2024年）12月

2. 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

国際的な動きとしては、2015年11月から12月にかけて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。同協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前より2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡」を掲げています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、区域施策編に関する新たな施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。同法では、市町村において区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%減とすることを目指し、さらには、50%の高みに向け挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。併せて、政府がその事務・事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

高野町においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

3. 基本的事項

(1) 目的

高野町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下「高野町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、高野町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、高野町の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

高野町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている**二酸化炭素（CO2）**とします。

(4) 計画期間

基準年度は**2023年度**とし、2024年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2028年度に、計画の見直しを行います。

(5) 上位計画及び関連計画の位置づけ

高野町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び高野町長期総合計画に即して策定します。

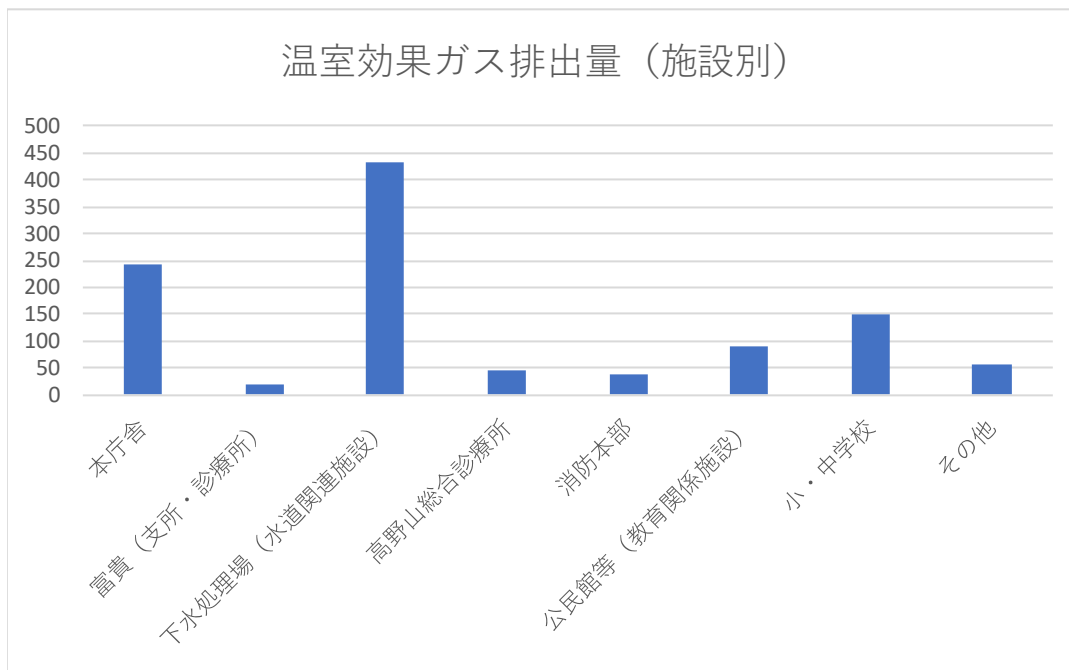
4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

高野町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は基準年度（2023年度）において、1070.8t-CO₂となっています。（内訳は以下のとおり）

温室効果ガス総排出量内訳（施設別）

施設名	排出量 (t-CO ₂)	内訳 (%)
本庁舎	242.2	22.62%
富貴（支所・診療所）	18.2	1.70%
下水処理場（水道関連施設）	432.8	40.42%
高野山総合診療所	46.3	4.32%
消防本部	37.1	3.46%
公民館等（教育関係施設）	88.5	8.27%
小・中学校	148.5	13.87%
その他	57.2	5.34%
計	1070.8	100%



(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

高野町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

下水処理場や浄水場など、CO2排出量が多い施設では、電気や燃料の利用に伴うCO2排出量を減少させ、本庁舎等でも照明や空調を適正に使用する取り組みが必要です。

② 学校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が考えられ、CO2排出量が増加していく可能性があります。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されますが、電気の利用に伴うCO2排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

公用車の更新にあたっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することでCO2排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

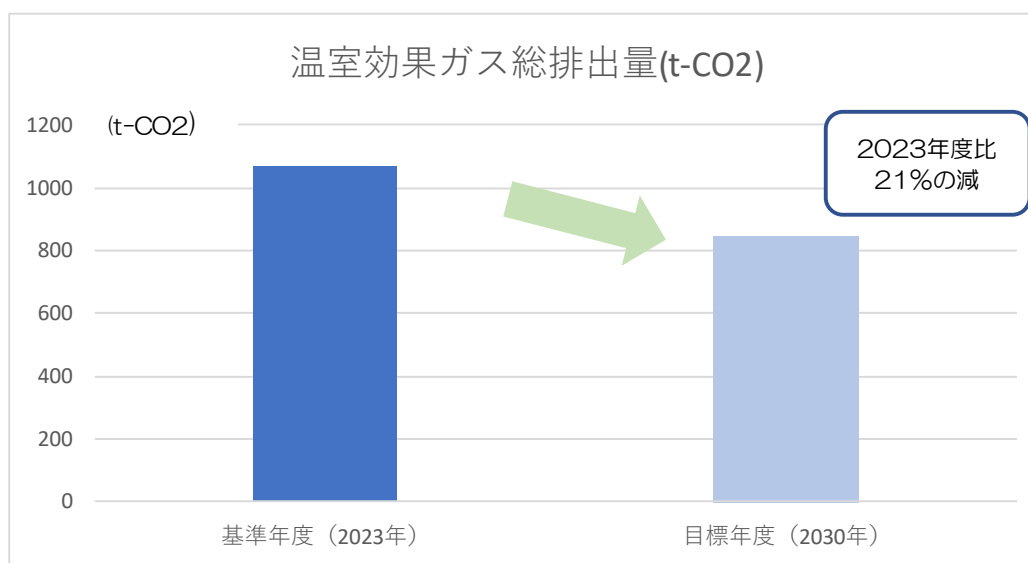
政府実行計画等を踏まえて、高野町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

目標年度（2030年度）に基準年度（2023年度）比で**21%削減**することを目標とします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの総排出量の削減目標

	基準年度（2023年）	目標年度（2030年）
温室効果ガス総排出量(t-CO2)	1070.8	846
削減率	-	21%



6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、下表に示された取組が示されています。高野町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標により抜粋

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

① 施設整備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 各施設における空調設備、冷蔵、冷凍設備等の適切な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努めます。
- 照明点灯箇所の削減に努めます。
- 照明の使用にあたっては、点灯時間の縮減等により節電を徹底します。特に昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯することとします。
- 照明器具の清掃や電球の適正な時期での交換を実施します。
- 維持管理にあたっては、各種制御システムの効率的、経済的運用を図ります。
- 建物内や室内は、適切な室温管理を行います。職員は、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行します。
- 機器類の適正な管理を行い周辺の環境負荷に配慮した運用を図ります。
- 工事を伴わずに電球を交換するだけでLED化が可能な電球は、早急に交換します。

② 施設整備等の更新

新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際は、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシの導入を進めます。
- 公共施設において省エネ・省CO₂を目指した施設改修を推進します。
- LED照明や高効率給湯器等の省エネルギー性能の高い設備の導入を図ります。
- 施設改修の際はESCO事業の導入、国等によるCO₂改修支援事業等の導入を検討し事業の実施を目指します。
- 施設の統廃合を検討し、より環境に配慮した効率的な施設運用も検討します。
- 施設更新時には環境負荷に配慮した設備に順次更新するように努めます。
- 設備・機器等の更新時期には、大規模な施設から、順次高効率空調機を導入します。その他設備・機器類についても、より効率の高い機器等の導入を進めます。
- 深夜電力の利用により電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入を推進します。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図ります。
- 街路灯・防犯灯のLED化を推進します。
- 施設等の新築及び改修時にはLED照明を設置します。また、既存の施設等においても計画的にLED照明への切り換えを行います。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 高野町グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- 「高野町電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。
- エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入を図ります。
- エコマーク、環境ラベル、国際エネルギースターロゴ等が付いた環境負荷低減に資する物品の調達推進に努めます。
- 重油、ガス等を燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料及び設備に更新します。
- やむをえず重油・ガス機器を導入する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を導入します。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含めて日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備の設置を検討します。その際は PPA モデルの活用も検討します。
- 未利用エネルギーの有効活用を研究します。
- 公共施設における太陽光発電設備の導入を推進します。
- 太陽光発電の有効活用及び災害時のレジリエンス強化のため蓄電池や燃料電池の導入を検討します。
- 太陽光発電以外の再生可能エネルギー（水力発電や風力発電等）についてもその活用を検討します。また、余剰電力を蓄電し有効利用も検討していきます。
- 全ての小中学校に太陽光発電を導入します。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- エコオフィス推進員による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 照明やOA機器の電源管理を徹底し、電気使用量を削減します。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。また、通勤における「Smart Move」を推進します。(公共交通機関や自転車等の利用)
- 会議は、できる限りオンライン化に努め、移動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- ごみの再資源化を図るため、ごみの分別を徹底します。
- コピー用紙の使用量削減を図るため、両面コピーや裏面未使用のコピー用紙の再利用に努めるとともに、業務に支障のない範囲で電子化(ペーパーレス化、電子メール利用など)に努めます。また、再生紙の利用に努めます。
- 効率よく仕事ができる職場づくりや効率的な働き方を推進することで、超過勤務の削減を図ります。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進やWeb会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

高野町事務事業編を推進するために、副町長を会長とする「高野町エコオフィス推進会議」を設置します。また、計画の着実な推進を図るため、主任エコオフィス推進員及びエコオフィス推進員を配置し、事務局を生活環境課に設置します。

- ・ 高野町エコオフィス推進会議（以下、「推進会議」）

本計画を効率よく推進するため、推進会議を設置します。

推進会議は、会長、副会長、委員をもって組織します。

推進会議の会長は副町長が務めます。

- ・ 主任エコオフィス推進員（以下、「主任推進員」）

各所属長が主任推進員を担い、各課における本計画の推進を統括します。

- ・ エコオフィス推進員（以下、「推進員」）

各所属において推進員を置き、本計画の推進のため所属職員に周知徹底を図るとともに、推進会議が実施する調査に協力する。

- ・ 事務局

事務局は、推進会議の庶務を行い、生活環境課に置きます。

事務局は、各所属の推進員に対して調査依頼を行います。

事務局は、目標並びに修正案を作成し、推進会議に提出します。

(2) 実施状況の点検及び公表

- ① 計画に沿った行動が継続的に行われているか、取組状況を定期的に把握します。
- ② 本計画の内容及び定期的な点検結果等については、ホームページ等で公表します。